

カーボンフットプリント 表示ガイド

2025年2月

環境省・経済産業省



はじめに

環境省では、カーボンフットプリント（CFP）の表示等に関する国内外の動向や商品表示に関する国際規程等を踏まえ、企業による CFP の積極的な表示等や、表示等を通じた消費者とのコミュニケーションを促進することを目的に、CFP の表示等の在り方を検討するため、CFP 及び商品表示に知見を有する有識者で構成する「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」を開催しました。令和 6 年 10 月及び 12 月の 2 回にわたり、経済団体、消費者団体及び関係省庁のオブザーバー参加のもと、環境 NGO 及び事業者のヒアリング等も踏まえ、CFP の表示等の在り方の検討を行いました。本ガイドは同検討会において議論した内容を踏まえて作成したものです。

本ガイドが、事業者等の皆様の積極的な CFP 表示につながり、消費者が CFP が表示された製品・サービスを選択できる機会が増えること、また、消費者の CFP に対する認知度・理解度が向上し、行動変容へのきっかけとなることを期待します。

目次

はじめに	1
第1章 表示ガイドの目的と位置づけ	3
(1) CFP に関する政策動向	3
(2) CFP の取組における課題	3
(3) CFP 表示ガイドの目的	5
(4) CFP 表示ガイドの位置づけ	6
(5) 本ガイドの対象	6
第2章 表示の考え方	9
第1節 CFP の表示内容	9
(1) CFP 表示の基本原則	9
(2) CFP とともに示す情報	10
(3) 表示媒体	11
(4) CFP の表示等における基本的な考え方	12
(5) 検証	14
(6) 算定報告書	14
第2節 CFP の比較	20
(1) CFP の比較の種類	20
(2) CFP の比較の結果を表示する場合に示す情報	21
(3) 比較の表示をする際の詳細条件	22
Appendix	23
CFP や環境表示に関する国際標準規格には何があるの？	24
「カーボンニュートラル」と「ネットゼロ」に関連するルールは何があるの？	25
グリーンウォッシュにならないようにするには？	26
参考	27

第1章 表示ガイドの目的と位置づけ

(1) CFPに関する政策動向

令和3年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」¹においては、2030年までに製品・サービスのライフサイクルの温室効果ガス排出量等を自主的に見える化し、活用できる環境を整備することが明記されました。また、令和6年6月に成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正²において、温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及促進に向け、事業者に対し原材料の調達から廃棄までのライフサイクルを通じた排出の量に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めることが規定されました。

(2) CFPの取組における課題

こうした製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量であるカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）の算定方法については、国際規程等を踏まえて、2023年に経済産業省及び環境省が、「カーボンフットプリントガイドライン」³（以下「CFPガイドライン」という。）及び「（別冊）CFP実践ガイド」⁴（以下「CFP実践ガイド」という。）を策定しています。こういったガイドライン等を参照したCFPの算定については徐々に取組が広まりつつある一方で、算定したCFPの表示等の情報提供（以下「表示等」という。）については、CFPの表示に特化した国際規程等はないため、企業の個別判断に委ねられており、企業の積極的な表示等や、表示等を通じた消費者とのコミュニケーションの促進において課題となっています。

一方で、消費者のCFPに対する認知度や理解が不足していることも課題です。日本全国の15歳から69歳までの消費者を対象に実施した「[サステナブルな社会の実現に関する消費者意識調査](#)」⁵によると、環境負荷の少ない商品を買いたいと考えている消費者の割合は6割を超える一方で、実際に環境負荷の少ない商品を選んでいる割合は約3割にとどまっています。実際に行動に踏み出せていない理由としては、「どの商品が環境負荷の少ない商品なのか、よくわからないから」が最多となっています（図1）。

¹ 「地域脱炭素ロードマップ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」令和3年6月9日、国・地方脱炭素実現会議

² 令和6年法律第56号

³ 令和5年3月発行

⁴ 令和5年5月発行、令和6年3月改訂

⁵ 「サステナブルな社会の実現に関する消費者意識調査」（ボストン コンサルティング グループ、2024年7月）

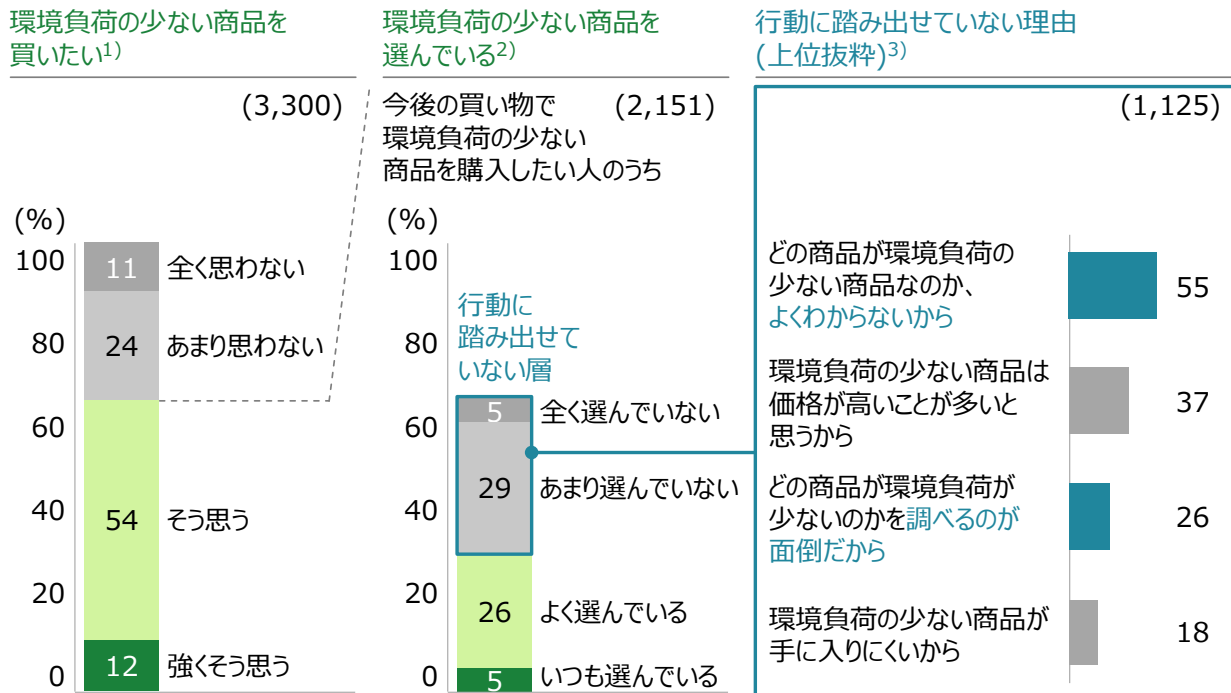
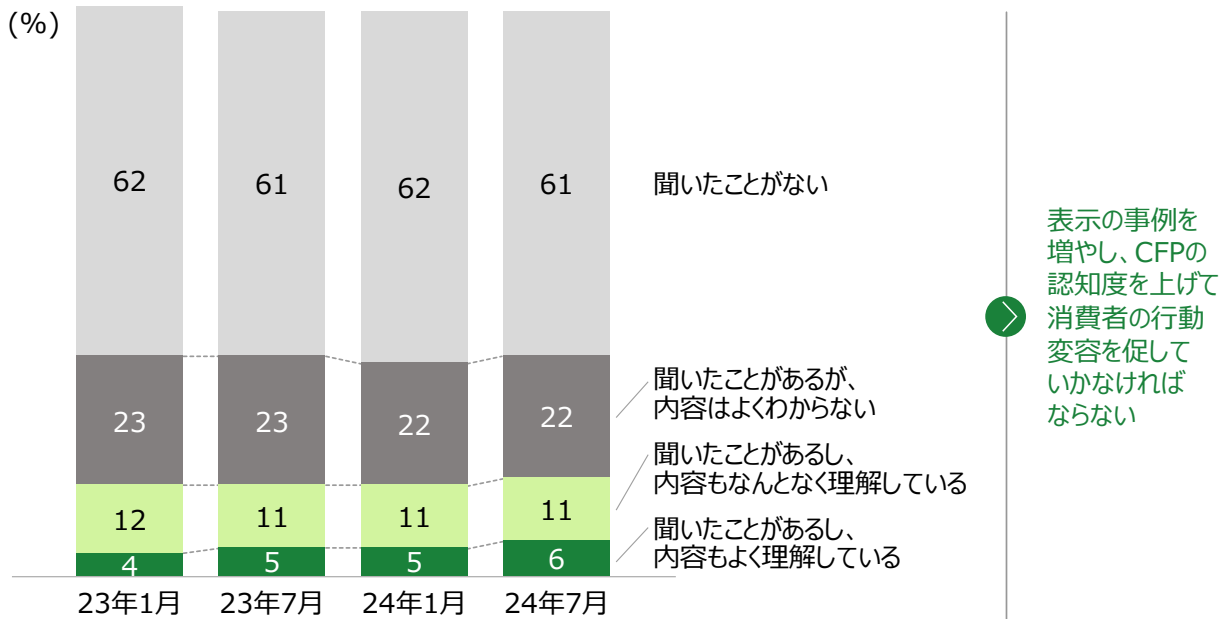


図 1. 低環境負荷商品に対する購買意欲

また、同じ調査（2023年1月・7月、2024年1月・7月）では、「CFP」という言葉を理解している層は2割に満たないことが明らかになっており（図2）、消費者の行動変容を促進するためにも、まずはCFPの表示の事例を増やすことで、CFPの認知度を拡大させていくことが必要です。



質問文：次の言葉について、あなたはどの程度ご存じですか（単一回答）

出所：ポストン コンサルティング グループ サステナブルな社会の実現に関する消費者意識調査（2023年1月・7月、2024年1月・7月調査）

図 2. 製品・サービスの CFP に関する言葉の認知

一方で、欧州ではいわゆる「グリーンウォッシュ」⁶の問題が顕在化しています。欧州委員会が 2023 年に公表したプレスリリースによると、「2020 年に欧州委員会が実施した調査では、EU 域内で調査された環境主張の 53.3%が曖昧で、誤解を招くか、根拠がなく、40%が虚偽又は欺瞞的である可能性があるものであった」とされており、「自主的な環境主張を行う企業に対して共通のルールがないことは、グリーンウォッシュを招き、EU 市場において不公平な競争条件を作り出し、真に持続可能な企業が不利になる」と訴えています。

こうしたことから、消費者保護や国際競争の観点に留意し、明瞭で根拠がある表示を広げることで、グリーンウォッシュを防ぐ必要があります。

（3）CFP 表示ガイドの目的

このような課題を踏まえ、環境省では、CFP の表示等に関する国内外の動向や商品表示に関する国際規程等に基づき、企業による CFP の積極的な表示等や、表示等を通じた消費者とのコミュニケーションを促進するため、CFP の表示等に関する在り方を検討することを目的に、「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」（以下「本検討会」という。）を設置しました。本検討会は、CFP 及び商品表示に知見を有する有識者で構成されており、2 回にわたって CFP の表示等の在り方の検討を行いました。本ガイドは本検討会において議論した内容を踏まえて作成したものです。

⁶ 実際は環境改善効果がないにもかかわらず、環境面で改善効果があると称すること等

本ガイドは、実務の現実性と表示の妥当性のバランスを取った CFP 表示や背景情報の提供を推進し、企業の取組促進と消費者の行動変容につなげることを目的としています。企業にとっては、CFP の表示が、数字の大小に加えて、算定結果を踏まえた温室効果ガス（GHG）の削減努力を消費者に示すものになり、消費者にとっても、CFP の表示が、数字の大小に加えて、製品・サービスの脱炭素に向けた貢献を評価するわかりやすいコミュニケーションツールになることを目指しています。消費者への浸透の観点では、大人だけではなく、子供でも誤解なく、正しく理解できるようなわかりやすい表示とすることで、SDGs 教育等を起点にした普及促進も重要です。

また、本ガイドは、環境表示に関する国際標準規格「ISO14026:2017 環境ラベル及び宣言 フットプリント情報のコミュニケーションの原則、要求事項及び指針」及び「ISO14021:2016 環境ラベル及び宣言 自己宣言による環境主張（タイプⅡ環境ラベリング）」等との整合性を考慮して作成しています。それぞれの ISO については、Appendix の「CFP や環境表示に関する国際標準規格には何があるの？」を参照ください。

なお、本ガイドは今後の国際規程等の動向、CFP の表示の普及状況も踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

（４）CFP 表示ガイドの位置づけ

CFP の算定は、製品・サービスのライフサイクル全体での GHG 排出削減を進めるための基盤となるものであり、算定した CFP を表示すること自体が、製品・サービスの GHG 排出削減に向けた企業姿勢を示すものとして積極的に評価されるべきものです。

本ガイドは、事業者の GHG 削減取組に関するコミュニケーションツールとしての CFP の、消費者における認知度・理解度を高めるため、CFP の表示を促進することを目的とし、その表示方法と算定に関わる情報の提供に関する考え方を示すものです。そのため、CFP を表示しなければならないという義務や、CFP の表示をする際の義務的記載事項について規定するものではありません。また、CFP の表示に関する企業間・業界のルールがある場合には、それにも従うことを推奨します。

さらに、本ガイドでは、CFP の比較の表示についても考え方を示します。

（５）本ガイドの対象

本ガイドでは、製品・サービスのライフサイクル⁷全体（図3）で排出される温室効果ガスの総量を CO₂ 相当量で表現した数値である「CFP」を対象とします。ライフサイクルの一部における個々の削減取組については、各企業等が該当製品等を PR する観点から個別に判断するものですので、ライフサイクル

⁷ CFP ガイドラインでは、CFP が算定対象とするライフサイクルステージは、「最終製品の場合は原材料調達から廃棄・リサイクルまで（Cradle to Grave）、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造（出荷）まで（Cradle to Gate）を基本としつつ、CFP を提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよい」と示されています。

の一部を切り取った排出量や削減効果の表示方法についての考え方等は、本ガイドでは示しません。本ガイドの対象に関する整理は図3及び図4をご覧ください。

一方で、表示しているものが何を表しているのか（CFPの絶対値であるか、過去の自社同種商品のCFP値と比較した削減量等を示したものであるか等）について、表示者や販売者が十分理解した上で、消費者に誤解を与えないよう、適切に情報提供することが重要です。

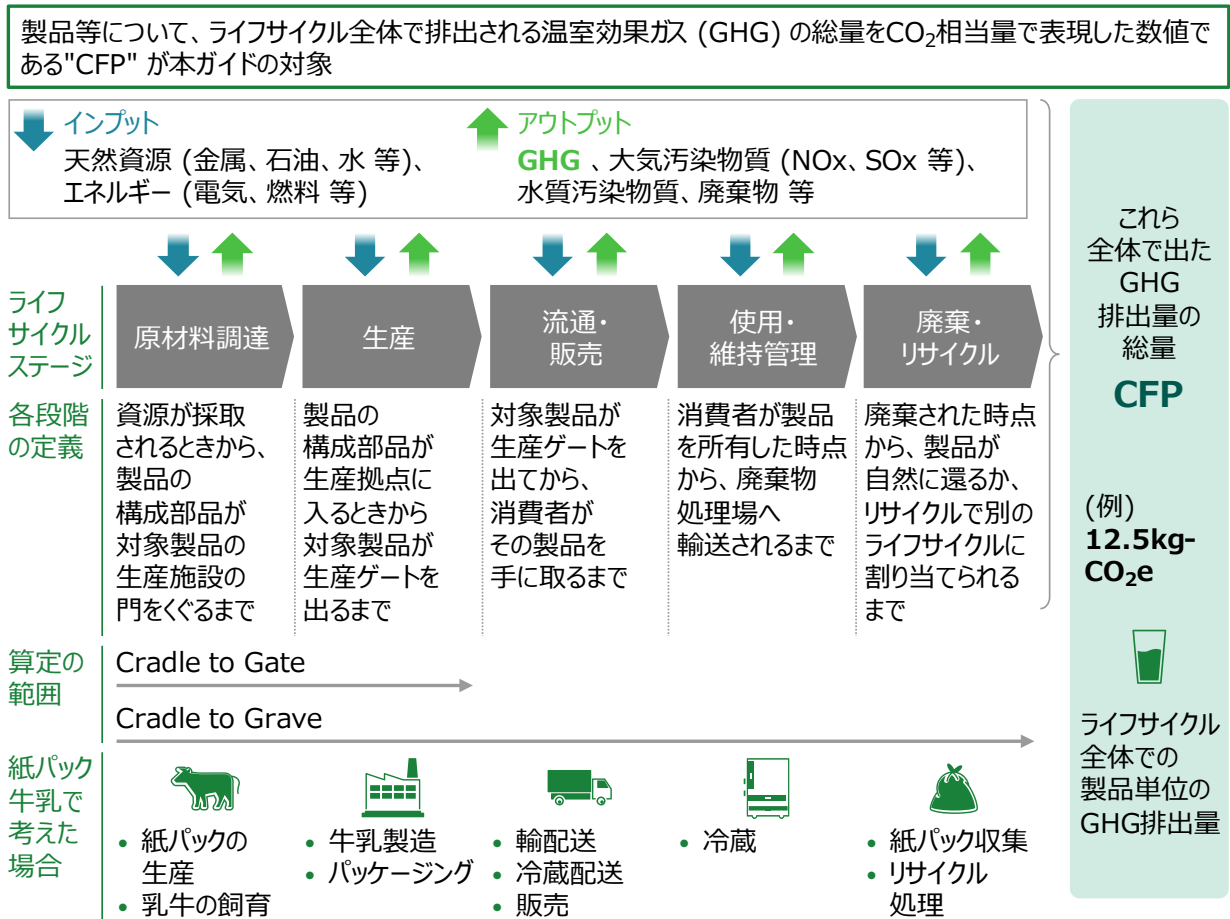


図3. 本ガイドの対象の「CFP」

また、本ガイドは「表示方法」に焦点をあてており、算出された結果や削減量・削減率、等級の表示についての考え方を示します。一方で、CFPガイドラインで規定しているCFPの算定方法や、その算定結果を活用・比較して、削減取組の結果を算出する方法（削減量や削減率等の算出方法）、算定結果を判定して等級評価する方法については、本ガイドでは対象としません（図4）。

表示ガイドでは「表示ルール」に焦点をあてて考え方等を示す

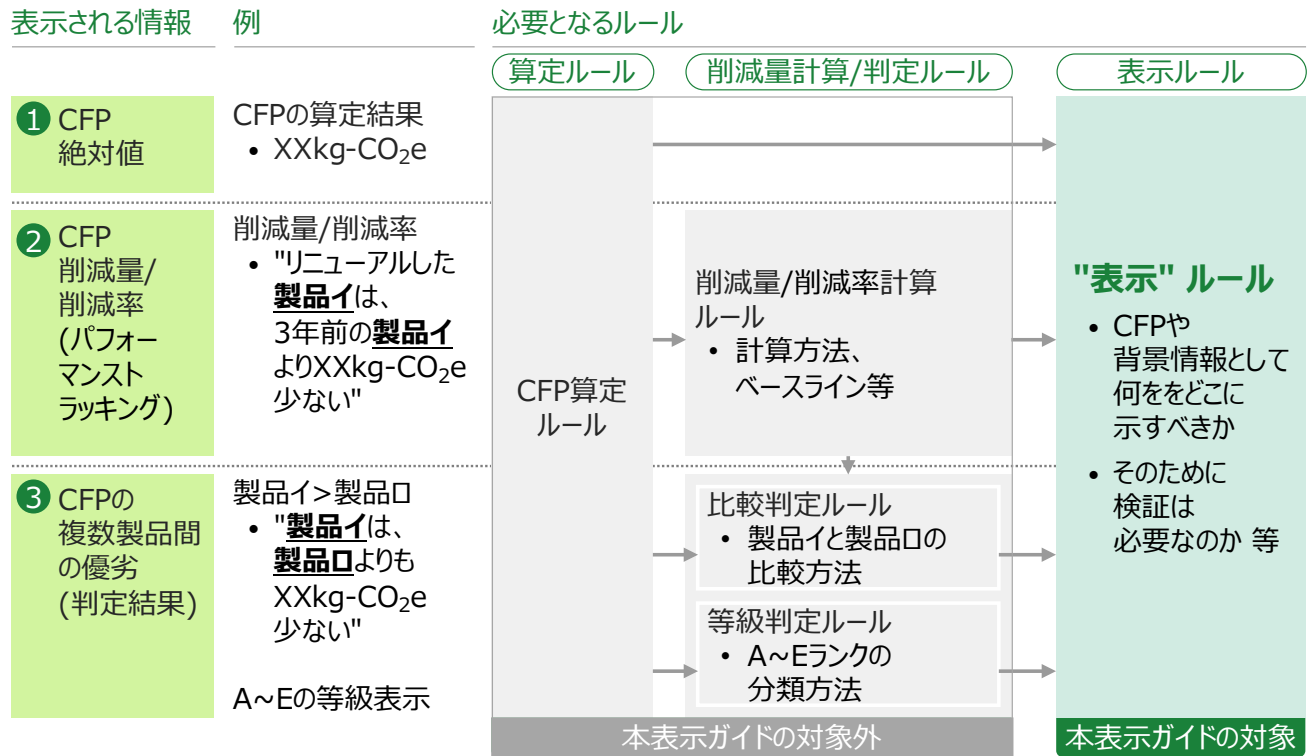


図 4. 本ガイドの対象の「表示」

第2章 表示の考え方

第1節 CFPの表示内容

(1) CFP表示の基本原則

本ガイドにおける CFP 表示に必要な基本原則は、以下の5つにまとめられます。

- 信頼性・信用性
 - 信頼できる算定方法により、信用できる情報を提供する。その際、技術的な信頼性を維持しつつ、適応性、実用性、費用対効果に留意する
 - ◇ 適応性：CFPの結果に影響を与える要因の変化にあわせて、柔軟に CFP の数値や表示の見直しを行えること
 - ◇ 実用性：実務の観点で CFP 算定・表示が現実的であること
 - ◇ 費用対効果：CFP 算定・表示に係る費用とその表示による効果のバランス
- ライフサイクル
 - 製品・サービスのライフサイクルのすべての段階を考慮する
- 比較可能性
 - 将来的に同じ製品・サービス群で、同じ機能又は宣言単位を持つ製品・サービスの比較を可能にすることを目指す
- 透明性
 - 定量的な情報、説明文により、表示している CFP がどのように算定されたかという情報を確認することができる
- 地域性
 - 使用・廃棄が行われる場所によって CFP の値が変わる可能性があることを考慮する

(2) CFP とともに示す情報

ここからは具体的に何を CFP とともに示すのかを説明します。

- 可能な限り、CFP の結果は単位を kg-CO₂e として表示する (g-CO₂e 、 t-CO₂e 等も可)⁸
- CFP の結果に加え、以下の情報を見やすく、理解することが可能な大きさを示す。ただし、表示が可能な部分が小さい場合には、Web サイト等の別の場所に示すことも可能とする (図 5)
 - 表示情報
 - ✧ 算定の単位 (機能単位⁹ / 宣言単位¹⁰)
 - ✧ ライフサイクルステージ
 - ✧ 算定報告書へのアクセス
 - ✧ (必要な場合) 説明文
 - 上記の情報を CFP の結果と別の場所に記載する場合は、記載している場所を可能な限り分かりやすく示す (記載場所を明記する、又は web サイト等の記載場所のリンクや二次元コードを示す等)

⁸ 単位につける" e "は"equivalent (同等)"の頭文字です。GHG の種類によって、地球温暖化をもたらす程度が異なるため、それらを CO₂ 相当量に換算して表現していることを意味します。

⁹ 機能単位は製品の性能ごとの単位 (例:20 m²のタイプ A の壁に 98%不透明で 5 年の耐久性を有するペンキ 1 缶あたり) を指します。

¹⁰ 宣言単位は製品 1 個や製品 1kg あたり等の個数や量ごとの単位 (基本的に中間製品において使われる) を指します。

CFP表示と背景情報提供の例

		OKの例 背景情報を表示				NGの例 背景情報の表示なし	
							
		XX kg-CO ₂ e 牛乳1Lあたり 算定対象は 原材料調達～ 廃棄・リサイクル	Tシャツ1枚あたり 算定対象は 原材料調達～ 廃棄・リサイクル	XX kg-CO ₂ e 	商品の Web site	商品の Web site	
		▼算定報告書は こちら 	▼算定報告書は こちら 	製品名 XX kg-CO ₂ e 1足あたり 算定対象は 原材料調達～ 廃棄・リサイクル CFPの 説明文 ▶算定報告書	製品名 XX kg-CO ₂ e ペン(黒)1本あたり 算定対象は 原材料調達～廃棄・ リサイクル ▶算定報告書	製品名 XX kg-CO ₂ e ペン(黒)1本 あたり 製品情報	
背景 情報	機能単位 宣言単位	✓	✓	✓	✓	✓	
	ライフサイクル ステージ	✓	✓	✓	✓	○	
	算定報告書 へのアクセス	✓	✓	✓	✓	○	
		✓ CFPと一緒に表示	✓ CFPと少し離れた 場所に表示	✓ Webサイト等 ¹⁾ に 表示	○ 表示なし		

1. Web サイト等はWebサイトや其他媒体を指す

図5. CFP表示と背景情報提供の例

(3) 表示媒体

CFPの算定結果や、背景情報を示す媒体としては、製品本体だけでなく様々なものが考えられます。

- 製品本体、包装、店頭POP、広告、広報、メディア、ウェブサイト、製品・サービスカタログ、説明書、技術報告書等

(4) CFP の表示等における基本的な考え方

CFP の算定結果や、背景情報を示す際には以下の点に留意します。

- 誤解を招かないようにする
 - 表示は、CFP 算定の結果やプロセスを正確に反映し、誤解を招かないものにする
- 情報を正確に記載する
 - 事実と異なる情報やデータを記載しない
 - 得られた結果からは確認できない情報を示さない（詳細は次ページ参照）
- 対象を明確にする
 - 対象の製品・サービス及び構成する要素を明確にする
 - ◇ 製品・サービス全体（例えば、本体・包装・使用時の追加材料等全て）か、製品・サービスの一部のみ（ある部品等）かを示す
- 表示を更新する
 - 原材料や製造技術等、CFP 算定の結果に影響を与える変更が生じた場合には再算定を行い、表示の更新を行う

CFPの値を説明するOKの例とNGの例

😊 OKの例-算定・表示の前提を記載、実際に把握ができていない情報を踏まえた表現

- (背景情報と、当該シリーズのCFPを確認できるようにした上で)
当社XXシリーズで最小のCFP
- (背景情報と、年間売上個数、自家用車のGHG排出量の根拠を明記した上で)
年間売上個数分で、自家用車Xkm走行分の排出量を削減

😞 NGの例-算定・表示の前提を未記載、把握ができていない情報をつかった表現

- **業界で最小のCFP**
 - 業界のすべての製品・サービスのCFP把握は現実的に不可能
- (製品〇個分、自家用車のGHG排出量の根拠等を書かずに)
自家用車Xkm走行分の排出量を削減

図6．CFP の値を説明する OK の例と NG の例

また、グラフィックを用いて CFP の算定結果や、背景情報を示す際には以下の点に留意します。

- 誤解を招かないようにする
- 情報を正確に記載する
 - グラフィックの大きさを変えることで CFP の値の大きさを表現する場合、ゼロをベースとして直線的な変化で表す

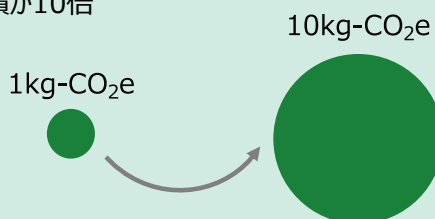
- 対象を明確にする
 - グラフィックを使用する場合、対象領域が GHG 以外の環境要素だと誤解されるようなデザインにしない
- その他
 - グラフィックの近くに CFP に関する文字や数字を読みやすく示す。その際、数字は有効な値を用いる
 - 他社や他組織等で使われている既存のグラフィックやマークを加工して、特定のブランドや企業に結びつけるデザインにしない
 - 他の目的で使用されるグラフィックと明らかに異なるデザインとすることが望ましい
 - シンプルで再現可能であり、明瞭で見やすいグラフィックとし、適切な大きさ・位置に表示することが望ましい

CFPの大きさを図で示す場合のOKの例とNGの例

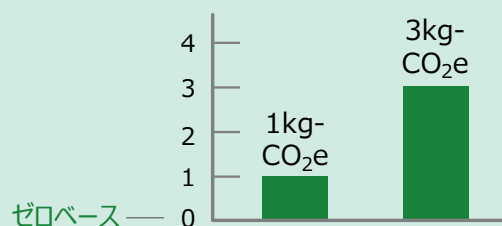
😊 OKの例-ゼロベース、かつCFPの値と同じ割合の直線的な変化で表現

CFPの値の変化割合と同じ面積の変化で表現

例：面積が10倍



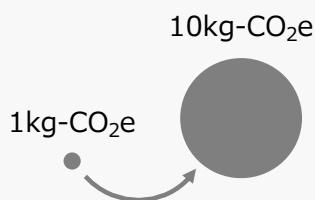
CFPの値の変化割合と同じ高さの変化で表現



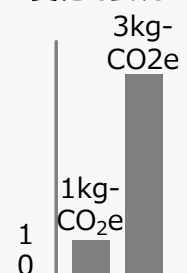
😞 NGの例-ゼロベースではない/CFPの変化の割合と異なる/指数関数的な表現

CFPの値の変化割合と異なる面積の変化で表現

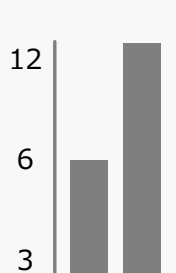
例：直径が10倍



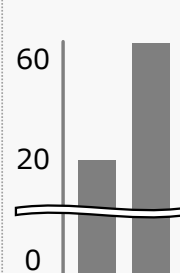
CFPの値の変化割合と異なる高さの変化で表現



0以外をベースにして表現



途中を省略して表現



指数関数で表現

図7. CFPの大きさを図で示す場合のOKの例とNGの例¹¹¹¹ 実際の表示については、基本的な考え方を参照しつつ、各社において個別に判断ください。

（５）検証

CFP の表示にあたり、数値の第三者検証を求めるものではありませんが、数値の検証を行おうとする場合に、検証実施者（第三者検証機関、内部検証者等）が算定に用いたデータにアクセスできるようにします。

なお、第三者検証を行った場合には、その旨を記載することを妨げるものではありません。

（６）算定報告書

（２）CFP とともに示す情報で述べたとおり、CFP の表示にあたっては、表示された CFP の根拠となる算定報告書へのアクセスを示すことが必要になります。

算定報告書の書き方や、算定報告書に含める情報は CFP ガイドラインを参照してください。ただし、CFP ガイドラインに記載された「GHG に関連する報告情報」を網羅することが難しい場合には、以下の方法も考えられます。

- CFP 実践ガイドにおける「モデル事業の対象製品において CFP 算定報告書に掲載した項目」を参考にする
 - 環境省がこれまで実施したモデル事業においては、秘匿性の観点や取組の難しさから、CFP ガイドラインで求める報告情報の全てを算定報告書に記載することを求めている
 - ただし、消費者により詳細な判断情報を提供する観点からも、将来的には対応項目を増やしていく必要がある

また、複数の製品・サービスについて、算定報告書記載項目に共通する部分がある場合は、まとめて記載しても問題ありません。例えば、参照した算定ルールや対象とした GHG 等の共通する項目をまとめて記載し、CFP の算定結果や算定対象とした期間は、製品・サービスごとに個別に記載するといった方法が考えられます。なお、CFP ガイドラインでは、「算定報告書の様式は必ずしも一綴りの書面である必要はなく、当該算定に紐づいた関連情報が電子データ等の様式で参照できるようにしておくことも有効である。」と記載されています。

CFP ガイドラインにおける記載①

Step4 検証・報告
イ 報告

① CFP算定報告書

基礎要件

要求事項

- CFP 算定の結果及び結論は、先入観を排除し、CFP 算定報告書に記載しなければならない。
- 結果、データ、手法、仮定、及び解釈は、読者が CFP 算定の内容を理解できるよう、透明性を担保し、十分詳細に説明しなければならない。

本指針での考え方

- **CFP算定報告書**の目的は、CFP算定について記述すると共に、本指針等の規定を満たしていることを証明することである。また、CFP算定報告書で取りまとめた結果は、CFPの利活用者に対する情報開示・提供に用いてもよい。なお、必ずしも公開をする必要は無い。
- CFP算定報告書に記載した内容は、製品サプライチェーン上における下流の事業者において排出削減に取り組むための有用な情報となり得る。

実施方法

CFP算定報告書の種類及び形式は、CFP算定の目的の定める段階で定義されていなければならない。また、CFP算定報告書は、読者が当該報告書のCFP算定目的に応じた方法で算定結果及びライフサイクルの解釈を利用できるようにしなければならない。

CFP算定報告書を利活用者に対する情報開示・提供に用いる場合、情報の秘匿性などを考慮した上で、必要に応じて報告項目を選択して提供することができる。

その際、Step3 ア ① II.における下請関連法令上の留意点(営業秘密の提供)に留意する。

なお、算定報告書の様式は必ずしも一綴りの書面である必要はなく、当該算定に紐づいた関連情報が電子データ等の様式で参照できるようにしておくことも有効である。

参考

ISO14067:2018 7 CFP study report

CFP ガイドラインにおける記載②

Step4 検証・報告
イ 報告

② 報告するGHGの数値

基礎要件

要求事項

- CFP算定報告書では、定義された機能単位（又は宣言単位）あたりのGHG排出量（CO₂換算値）の質量を記載しなければならない。なお、下記に関するGHG排出量及び除去・吸収量については、区別して記載しなければならない。
 - 各ライフサイクルステージ別のGHG排出量及び除去・吸収量（それぞれのライフサイクルのステージへの関連付けや相対的な寄与等を含む。）
 - 化石資源由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - バイオマス由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 直接的土地利用変化由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 航空輸送由来のGHG排出量¹
- また、下記について算定した場合は、CFPの値とは区別して報告しなければならない。
 - 間接的土地利用変化由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 土地利用由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 関連する電力グリッドのエネルギーミックスを用いた感度分析
 - 製品中のバイオマス由来炭素の含有量
 - 地球温度変化係数²（Global Temperature change Potential 100）を用いて算定したCFP
 - リサイクル効果によるGHG排出削減ポテンシャル

本指針での考え方

- ISO14067 7.2 GHG values in the CFP study reportが定める事項を参考にしつつ、本ガイドラインの考え方を記載している。

実施方法

「各ライフサイクルステージ別のGHG排出量及び除去・吸収量」は全てのCFP算定で重要になる項目であるが、その他の項目については、対象としている製品における当該項目の重要性や数値を算出する実現可能性を考慮した対応をする。例えば、2次データを用いた算定を行う時には、自社外のプロセスにおける化石資源由来の排出量を明らかにすることは困難な場合がある。その場合は、CFP算定報告書の「GHGに関連する報告情報」における、当該CFP算定の限界として説明しなければならない。

また、航空輸送由来のように当該製品では該当しない項目は、該当しない旨を説明することが望ましい。

ただし、バイオマス由来製品の炭素の含有量等、CFP利活用者からの数値のニーズが大きく、数値を明記することが当該製品の付加価値につながるため、記載しないことによるデメリットが存在することに留意しなければならない。

参考

ISO14067:2018 7.2 GHG values in the CFP study report

- 航空機からのGHG排出量については、IPCCガイドライン及びIPCCの航空に関する特別報告書（IPCC Special Report on Aviation）を参照
- 世界平均気温を上げる能力の相対値。GWPと同様に特性化係数の1つだが、異なる方法で算出される。

CFP ガイドラインにおける記載③

Step4 検証・報告
イ 報告

③ GHGに関連する報告情報

基礎要件

要求事項

- CFP 算定報告書には、以下のCFP算定に関連する情報を含めなければならない。
- A) 機能単位 (算定単位) と宣言単位
- B) システムバウンダリー
- C) 重要な単位プロセスの一覧
- D) データソース、データ収集に関する情報
- E) 対象としたGHGの一覧
- F) 選択された特性化係数¹
- G) 選択したカットオフ基準と、カットオフ対象としたもの
- H) 配分の方法(1次データが配分計算したものであるかどうかを含む)
- I) 土地利用等の特定のGHG排出・除去(吸収)のタイミング(該当する場合)
- J) 使用したデータに関する情報(1次データ比率、データの選択基準、品質に関する評価を含む)
- K) 感度分析及び不確実性評価の結果
- L) 電力の取り扱い(系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む)
- M) 解釈の結果(結論と限界を含む)
- N) 価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明²
- O) スコープ(機能単位、システムバウンダリー等)の正当性
- P) ライフサイクルのステージの説明(使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む)
- Q) 算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価
- R) CFPの算定対象とした期間(使用したデータの対象期間を含む)
- S) 参照した製品別算定ルール、又はその他の要件
- T) パフォーマンス・トラッキングに関する説明(該当する場合)

考え方の本指針での

- ISO14067 7.3 Required information for the CFP study reportの記載を参考にしつつ、本指針の考え方を記載している。

実施方法

CFP算定報告書では、GHGの排出量(除去・吸収量)の数字のみならず、その算定の実施方法等についても説明する必要がある。ただし、当該CFPの算定において結論に与える影響が重要でない事項については、その理由について説明したうえで、詳細な検討・報告を省略することがある。

参考

ISO14067:2018 7.3 Required information for the CFP study report

1. GWP等の係数のこと。

2. 「CFP算定の原則」では、価値に基づく判断は科学的なアプローチよりも劣後するとされている。

CFP 実践ガイドにおける記載①

② CFP 算定報告書の作成

何を行うのか？なぜ行うのか？

CFP の算定結果や算定方法をまとめた CFP 算定報告書を作成します。CFP 算定報告書は社内・社外と様々な読者を想定した 20 の記載項目が定められています（必ずしも公開する必要はありません）。CFP の数値を社外の消費者や顧客企業に表示・開示する際に補足情報として CFP 算定報告書を用いる場合は、情報の秘匿性等を考慮した上で、各社が必要に応じて報告項目を選択して提供できることも第 2 部で示されています。

参照すべきガイドライン

第 2 部 Step 4 イ.①CFP 算定報告書、③GHG に関連する報告情報

具体的な取組方法

CFP 算定報告書を作成します。

項目に従い、読み手に「算定結果に対する信頼性」を伝えるために必要な情報を記載します。イラストや写真の利用なども効果的です。

CFP 算定報告書には CFP の算定結果に加え、その信頼性を担保するために様々な項目を記載するよう定められています。しかしながら、算定に取り組む事業者のリソースに関する制約から、定められた全ての情報を記載することが難しいこともあるでしょう。ガイドラインでは、社外の消費者や顧客企業へ表示・開示する際の補足情報として CFP 算定報告書を用いる場合、秘匿性等を考慮した上で、必要に応じて報告項目を選択して提供できることとし

（Step 4 イ.①CFP 算定報告書）、また結論に与える影響が重要でない事項については、その理由について説明したうえで、詳細な検討・報告を省略できることとしています（第 2 部 Step 4 イ③GHG に関連する報告情報）。今回のモデル事業では、CFP 算定の基本方針や対象製品などの国内外での CFP 算定報告書の状況、実務的なリソースを踏まえて、最低限記載が必要と考えられる項目を、関係者の意見を参考に検討しました。また本実践ガイドでは、規定された項目に加え「将来の方向性」を記載することで、CFP 算定に対する企業の姿勢を伝えることができ、望ましいと考えます。

なお、これはモデル事業の対象製品に対して検討した結果の解釈です。例えば、再エネ証書を使う場合には「L 電力の取り扱い」を記載するなど、それぞれの状況に照らして、記載する項目を検討することが重要です。

CFP 実践ガイドにおける記載②

CFP算定報告書への掲載項目 ISO14067:2018などでの要求事項と、モデル事業の対象製品においてCFP算定報告書に掲載した項目 (CFPの表示・開示の際の補足情報として使用する場合)

ISO14067:2018などでの要求事項		モデル事業においてCFP算定報告書に掲載した項目
項番	項目	
*	CFP算定結果	○
**	一般的な側面（LCAの責任者及びLCAの実施者（内部又は外部）／報告の日付／調査が規格の要求事項に従って実施されたことを示す記述）	○
**	調査の目的（調査をした理由／その意図した用途／対象とする報告先／調査が、一般に開示することを意図する比較主張を支持しようとする調査であるかどうかの記述）	○
A	機能単位（算定単位）と宣言単位	○
B	システムバウンダリー	○
C	重要な単位プロセスの一覧	—
D	データソース、データ収集に関する情報	○
E	対象としたGHGの一覧	○
F	選択された特性化係数	—
G	選択したカットオフ基準と、カットオフ対象としたもの	○
H	配分の方法（1次データが配分計算したものであるかどうかを含む）	—
I	土地利用等の特定のGHG排出・除去（吸収）のタイミング（該当する場合）	—
J	使用したデータに関する情報（1次データ比率、データ選択基準、品質に関する評価を含む）	○
K	感度分析及び不確実性評価の結果	—
L	電力の取り扱い（系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む）	—
M	解釈の結果（結論と限界を含む）	○
N	価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明	—
O	スコープ（機能単位、システムバウンダリー 等）の正当性	—
P	ライフサイクルステージの説明（使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む）	—
Q	算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価	—
R	CFPの算定対象とした期間（使用したデータの対象期間を含む）	○
S	参照した製品別算定ルール、又はその他の要件	○
T	パフォーマンス・トラッキングに関する説明（該当する場合）	○
—		将来の方向性

第2節 CFPの比較

（1）CFPの比較の種類

CFPの値の比較は、同等の機能を有する自社製品や業界の同一製品カテゴリ内のベースライン等との比較に限り、その結果を示すことができます（図8）。ただし、以下の点に留意します。

- 比較した結果は、CFPの削減量や削減率、ベースライン（業界や地域やラベルの組織等で設定された基準値）との差分、判定ルールを用いた等級等での表示が考えられる
- 比較は、同一の製品／製品カテゴリ内に限る
- 同一のルールに基づいてCFPが算定されることが必要

自社の同一製品に関して、原材料やサプライヤー内のプロセス、自社内プロセスの変更等で、CFP算定の結果に変化が生じた場合は、算定報告書で差分を報告できます。このような同一組織の同一製品における、経時的なCFPの変化の調査（同一製品の場合のみではなく、同一の機能単位や算定単位を持つ代替製品間のCFPの経時的な変化も含む。）は、「パフォーマンスストラッキング」といいます。詳しくはCFPガイドラインの「⑤CFPの経時比較」を参照してください。

また、他社製品との比較の際は、同一製品カテゴリであっても、機能の僅かな差異や、外部環境の違い（用いる電力の電源構成の変化等）がCFPの値に影響するため、単純に比較することは困難である点に留意が必要です。詳しくは、CFPガイドラインの「製品間比較をする際の留意点」及び「比較されることが想定される場合」の要件をご覧ください。例えば、他社製品との比較を一般に開示する場合は、算定に用いる製品別算定ルールを利害関係者との協議を通じて作成し、3名以上の独立した外部専門家によるレビューを行う、といった要件が示されています¹²。

¹² 「CFPガイドライン Step1 算定方針の検討 イ 算定方法の具体化 ②製品別算定ルールの作成（2/3）」の脚注において、「当該ルールを用いて算定したCFPが新聞紙上等で公に他社製品と比較して公表される場合や公共調達で利用されることが想定される場合には、レビューを受けることが必要」と記載されています。

比較表示の対象			
	自社の他製品	カテゴリーのベースラインや 平均値 (個別製品を 比較対象としない場合)	他社の個別製品 (比較対象の個別製品の 特定が可能な場合)
OK	表示製品と比較対象製品の算定ルール、削減量計算/判定ルール ¹ (P.8参照)が 同じ場合、比較の表示が可能		
	自社の同一ルールを 用いる 製品別算定ルール、 削減量計算/判定 ルールを用いても可	ベースライン ² ・平均値・ 階級判断を規定している ルール を用いる。例えば、 算定や等級表示を規定 しているラベルプログラムの ルールが該当	他社製品と比較可能な 製品別算定ルール、 削減量計算/ 判定ルールを用いる 算定ルールは3名以 上の独立した外部 専門家によるレビューが 必要
表示例	上の条件を満たしている場合		
	(自社の) 製品AのCFP は、リニューアル前と比較 してXXkg-CO ₂ e少ない	同一プログラムにおいて 製品AのCFPは、その カテゴリー平均よりも XXkg-CO ₂ e少ない ³ 同一プログラムにおいて 「(自社) 製品A★」 「(自社) 製品イ★★★★」	他社の個別製品との比 較は商慣習上、ほとんど されない
NG	表示製品と比較対象製品の算定ルール、削減量計算/判定ルールが 異なる場合、 比較の表示は不可		

1. 削減量計算ルールはCFPの削減量を計算するルール、判定ルールは比較の判定を行うルールや、等級の判定を行うルールを想定
 2. 業界や地域やラベルの組織等で設定された基準値
 3. カテゴリーのベースラインや平均値と比較した表示をする場合には、カテゴリーのベースラインや平均値と同じ方法で算定されていることが必要
 注: 企業がグリーン調達のために、サプライヤー企業がCFPの数値を提供することは「開示 (非公開の取引)」に当たり、「表示 (公開)」とは異なる。
 本整理は現時点での考え方であり、今後CFPの使われ方次第では変わる可能性があり得る

図 8. 比較表示の対象と条件

(2) CFP の比較の結果を表示する場合に示す情報

比較の結果を表示する場合は、誤解を招かないように下記の情報を示します。

- 定量的な情報 (CFP 算定の結果を含む)
- 説明文
 - 比較の前提となる削減量や削減率の計算ルールを示す
 - 等級表示の場合は、判定ルールを示す

また、CFPの算定結果のみをもって、CFP以外の環境影響についても優れているかのような表現をしないようにします。

- NG例：総合的に環境面で優れている等

（３）比較の表示をする際の詳細条件

比較した結果の表示をする場合は、比較対象が以下の４つの条件を満たしていることを分かりやすく示します。

- ライフサイクルステージ
 - 全てのライフサイクルステージを対象として算定した CFP であること
 - ◇ CFP ガイドラインでは、CFP が算定対象とするライフサイクルステージについて以下の通り示されている
 - 最終製品の場合は原材料調達から廃棄・リサイクルまで（Cradle to Grave）、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造（出荷）まで（Cradle to Gate）を基本としつつ、CFP を提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよい
 - 特定のライフサイクルステージやプロセスを除外する場合は、その旨を明示した上で、除外する理由を説明しなければならない
 - ◇ ただし、マーケティング等を目的として、CFP と誤解されない形で、一部のプロセスを切り出して表示することを否定するものではない
- 機能単位
 - 同じ機能単位を持つ製品の CFP であること
- 市場
 - 現在、又は最近同じ市場で入手可能な製品・サービスの CFP であること
- 参照ルール
 - 同一の算定ルールに従って算定された CFP であること
 - ◇ 比較対象製品・サービスについて表示ルール¹³が存在する場合は、その表示ルールに従うこと

¹³ 業界団体等で作成した表示ルールを想定しています。

CFP 表示ガイド Appendix

CFP や環境表示に関する国内外の動向等を、Q&A 形式で紹介しています

CFP や環境表示に関する国際標準規格には何があるの？

A. CFP や環境表示に関する国際標準規格としては、ISO14026:2017、ISO14021:2016、ISO14067:2018 等があります。

	ISO14026:2017	ISO14021:2016	ISO14067:2018
名称	環境ラベル及び宣言 フットプリント情報のコミュニケーションの原則，要求事項及び指針	環境ラベル及び宣言 自己宣言による環境主張 (タイプII環境ラベリング)	温室効果ガス製品のカーボン フットプリント定量化のための 要求事項及び指針
対象	フットプリント (GHG以外も含む)	環境主張	カーボンフットプリント
算定			✓
表示	✓	✓	
国内関連 指針等	CFP表示ガイド	環境省 環境表示ガイドライン	CFPガイドライン

図 9. CFP や環境表示に関する国際標準規格等

CFP の「算定」については徐々に取組が広まっているものの、CFP の「表示」については、分かりやすい指針がなく、企業の取組や消費者の認知が進まないという課題があるため、本ガイドを作成しました。

本ガイドが参照した国際標準規格等のルールは図 9 に示した通りです。なお、本ガイドは主に ISO14026:2017 を参照して作成しましたが、ISO14021:2016、ISO14067:2018 のほか、環境表示ガイドライン¹⁴や CFP ガイドラインとも整合しています。

環境表示ガイドラインは、事業者及び消費者双方にとって有益な環境情報の提供の促進に向けて、事業者等が取り組むべき内容を取りまとめたものです。事業者が自己宣言により環境表示を行う場合を対象にしており、主に、ISO14021:1999¹⁵を基につくられた JISQ14021:2000¹⁶の内容を引用しながら、必要条件について説明しており、本ガイドと同じように「誤解を招かない」等の要件が示されています。

¹⁴ 環境表示ガイドライン【平成 25 年 3 月版】環境省

¹⁵ 環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベリング）

¹⁶ 環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベル表示）

【コラム】「参照」と「準拠」

規格が定める義務的事項・推奨事項に完全に対応している場合には「準拠（comply with）」となります。一方で、規格の主要な義務的事項には対応しているが、全ての義務的事項・推奨事項には対応していない場合には「参照（refer to）」となります。したがって、国際規格等を参考にして、CFP の算定や表示を行う場合には、参考度合いに応じて「参照」と「準拠」を使い分けます。例えば、算定報告書の作成をする際には、どのルールに基づいて算定をしたかを書く必要があります。そこで、ISO 14067:2018 の一部を参考にして算定をした場合には「参照」と書くことになります。

前述のとおり、CFP 表示ガイドは ISO14026:2017 を「参照」して作成されています。また、CFP 実践ガイドは、CFP ガイドラインの取組指針と ISO 14067:2018 を「参照」して作成されました。実践ガイドでの CFP 算定・表示方法が ISO 14067:2018 の「準拠」していないからといって、算定結果の確からしさが不十分であるわけではありません。「準拠」とする場合には、例えば、自社ルールの策定方法は「製品別算定ルール と同等レベル」とすることが求められ、外部レビューの実施等が必要になります。他にも、ISO 14067:2018 の義務的事項・推奨事項に完全に対応することが必要です。

「カーボンニュートラル」と「ネットゼロ」に関連するルールは何があるの？

A. 「カーボンニュートラル」について記載しているルールとしては、「ISO14068-1:2023」、「ネットゼロ」については、「SBTi Net Zero Standard」や「IWA42:2022 ネットゼロガイドライン」等が存在しますが、引き続き新たなルールの開発が進められています。

2023 年 11 月に発行された ISO14068-1:2023「気候変動マネジメントーネットゼロへの移行ー第 1 部：カーボンニュートラル」では、製品のライフサイクル全体の排出量に対して、削減や吸収のクレジットを使うことで、「カーボンニュートラル」と称することができるとされています。ただし、オフセットでは質の高いクレジットを用いることや GHG の排出削減計画の策定も必要等と定められており、単純に全排出量をオフセットするだけではカーボンニュートラルと宣言することはできないとされています。

一方で、2021 年 10 月に基準案が発行された「SBTi Net Zero Standard」では、GHG を 90% 削減したうえで、残余排出量に対しては吸収のクレジットを使うことで「ネットゼロ」を称することができるとされており、削減のクレジットは使用が認められていません。この考え方は、2022 年 11 月に発行された IWA42:2022「ネットゼロガイドライン」と一致しています。

また EU では、クレジットを使ったオフセットのみによる「カーボンニュートラル」の主張について罰則を与える指令が 2026 年に施行予定であり、国際的には IWA42:2022「ネットゼロガイドライン」をベースとした「ネットゼロ」の ISO の開発が検討される等、「カーボンニュートラル」及び「ネットゼロ」に関する議論が引き続き行われていく見込みです。今後も、国際的に「カーボンニュートラル」及び「ネットゼロ」に関する複数のルールが発行・開発されていくと予想されるため、それぞれの動向を把握して、ルールに則る必要があります。

グリーンウォッシュにならないようにするには？

A. 誤解を招く表示や虚偽の表示をしないことが重要です。

2020 年に欧州委員会が実施した調査では、EU 域内で調査された環境主張の 53.3%が曖昧で、誤解を招くか、根拠がなく、40%が虚偽または欺瞞的である可能性があるものであったことがわかりました¹⁷。欧州委員会は、自主的な環境主張を行う企業に対して共通のルールがないことは、グリーンウォッシュを招き、EU 市場において不公平な競争条件を作り出し、真に持続可能な企業が不利になるとしています。

また、EU では 2026 年に「グリーン移行のために消費者に権限を与える指令¹⁸」、通称「グリーンウォッシング禁止法」が施行される予定です。本指令は消費者が誤解する可能性がある環境訴求を禁止するものであり、違反した場合には罰則が与えられます。日本企業であっても EU に市場を持つ事業者は対象になるため、本指令に従う必要があります。

¹⁷ European Commission [Consumer protection: enabling sustainable choices and ending greenwashing](#)

¹⁸ [DIRECTIVE \(EU\) 2024/825 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL](#)

参考

（１）本ガイドの作成体制

本ガイドは、「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」における議論内容を踏まえ、環境省及び経済産業省が作成しました。

担当省庁

- ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室
- ・ 経済産業省 イノベーション・環境局 GX グループ 環境政策課 GX 推進企画室

「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」の委員及びオブザーバー

座長

- ・ 稲葉 敦 一般社団法人 日本 LCA 推進機構 理事長

委員

- ・ 北村 暢康 The Consumer Goods Forum 日本サステナビリティローカルグループ 共同議長
- ・ 佐藤 吾郎 岡山大学 副理事（法務・コンプライアンス担当）
- ・ 西尾 チヅル 筑波大学 副学長
- ・ 森原 誠 ポストン コンサルティング グループ合同会社 マネージング・ディレクター & パートナー

オブザーバー

- ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- ・ 農林水産省 大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ 地球環境対策室
- ・ 経済産業省 イノベーション・環境局 GX グループ 環境政策課 GX 推進企画室
- ・ 環境省 大臣官房 環境経済課
- ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 デコ活応援隊
- ・ 消費者庁 消費者教育推進課

検討会におけるヒアリング先

- ・ 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン

- ・ 株式会社アシックス
- ・ 株式会社サンプラザ

検討会の事務局

- ・ ボストン コンサルティング グループ合同会社

(2) 改訂履歴

—